介護サービス事業者自己点検表

訪問リハビリテーション

及び

介護予防訪問リハビリテーション

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| e-mail |  |
| 法人の名称 |  |
| 法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

〇基本事項

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 |  |
| 営業時間 |  |

介護サービス事業者自己点検表の作成について

１　趣　　旨

　　　この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

　 ⑦　この自己点検表は訪問リハビリテーションの運営基準等を基に作成されていますが、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問リハビリテーションについても訪問リハビリテーションの運営基準等に準じて（訪問リハビリテーションを介護予防訪問リハビリテーションに読み替えて）一緒に自己点検してください。

３　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （令和２年松本市条例第78号） |
| 予防条例 | 松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  （令和2年松本市条例第76号） |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行令 | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 平11厚令37 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  （平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  (平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平26厚労告199 | 厚生労働大臣が定める地域（平成２６年３月３１日厚生労働省告示第１９９号） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  （平成２７年３月３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労令35 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平27厚労告92 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域  (平成27年3月23日厚生労働省告示第92号) |
| 高齢者虐待  防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  （平成１７年法律第１２４号） |

４　提出先・問合せ

|  |
| --- |
| **松本市 健康福祉部 福祉政策課**  **〒390-8620　松本市丸の内３番７号　松本市役所　東庁舎２F**  **TEL：0263(34)3287　FAX：0263(34)3204**  **e-mail：fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp** |

介護サービス事業者自己点検表　目　次

| 項目 | 内　　容 | 担当者  確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 従業者の員数 |  |
| 5 | 介護予防訪問リハビリテーションの人員基準 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 6 | 設備及び備品等 |  |
| 7 | 介護予防訪問リハビリテーションの設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 8 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 9 | 提供拒否の禁止 |  |
| 10 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 11 | 受給資格等の確認 |  |
| 12 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 13 | 心身の状況等の把握 |  |
| 14 | 居宅介護支援事業者等との連携 |  |
| 15 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 16 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 17 | 居宅サービス計画等の変更の援助 |  |
| 18 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 19 | サービスの提供の記録 |  |
| 20 | 利用料等の受領 |  |
| 21 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 22 | 訪問リハビリテーションの基本取扱方針 |  |
| 23 | 介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 |  |
| 24 | 訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 |  |
| 25 | 介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 |  |
| 26 | 訪問リハビリテーション計画の作成 |  |
| 27 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 28 | 管理者の責務 |  |
| 29 | 運営規程 |  |
| 30 | 勤務体制の確保等 |  |
| 31 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 32 | 衛生管理等 |  |
| 33 | 掲示 |  |
| 34 | 秘密保持等 |  |
| 35 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 36 | 苦情処理 |  |
| 37 | 地域との連携等 |  |
| 38 | 事故発生時の対応 |  |
| 39 | 虐待の防止 |  |
| 40 | 会計の区分 |  |
| 41 | 記録の整備 |  |
| 42 | 電磁的記録等 |  |
| 第６ | 変更の届出等 |  |
| 43 | 変更の届出等 |  |
| 第7 | その他 |  |
| 44 | 介護サービス情報の報告及び公表 |  |
| 45 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 |  |

| 項　目 | 自　己　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | | 点　検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 | | | | |  |
| 1  一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第3条第1項 平11厚令37  第3条第1項 |  |
| ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第3条第2項  平11厚令37  第3条第2項 |  |
| ③ 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | |  | 条例  第3条第3項  平11厚令37  第3条第3項 |  |
| ④　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118 条の2 第1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | |  | 条例  第3条第4項  平11厚令37  第3条第4項 |  |
| |  | | --- | | ※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-termcareInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 | | | |  |  |
| （高齢者  虐待の防止） | ⑤　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | | はい・いいえ | 高齢者虐待防止第5条  高齢者虐待防止第2条 |  |
| 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】  　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）  　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 | |  |
| ⑥　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。 | | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第7条、第21条 |  |
| ⑦　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |  |
| 第２　基本方針 | | | | |  |
| 2  基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | | はい・いいえ | 条例第82条  平11厚令37  第75条 | ・定款、寄付行為等  ・運営規程  ・パンフレット等 |
| 〔訪問リハビリテーションの基本方針〕  指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 | |  |
|  | 〔介護予防訪問リハビリテーションの基本方針〕  指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 | |  | 予防条例  第58条  平18厚労令35  第78条 |
| 第３　人員に関する基準 | | | | |  |
| 3  用語の定義 | |  | | --- | | 【「常勤」（用語の定義）】  　　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　　ただし母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします。  また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、１の事業者によって行われる訪問リハビリテーション事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問リハビリテーション事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。  　　　併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 | | | | 平11老企25  第2の2の(3) |  |
| |  | | --- | | ※ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、  母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 | | | |  |  |
| |  | | --- | | 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】  　　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけるサービスの単位ごとの時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 | | | | 平11老企25  第2の2の(4) |  |
| |  | | --- | | 【「常勤換算方法」（用語の定義）】  　　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。  この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問リハビリテーションと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が指定訪問リハビリテーション従業者と看護師等を兼務する場合、指定訪問リハビリテーション従業者の勤務延時間数には、指定訪問リハビリテーション従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。  　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）  第23 条第１項、同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）  が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。 | | | | 平11老企25  第2の2の(1) |  |
| 4  従業者の員数  （1）医師 | (1)　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１人以上の数になっていますか。 | | はい・いいえ | 条例第83条  平11厚令37  第76条第1項 | ・職員勤務表  ・職員履歴書  ・免許証（写）  ・出勤簿  ・資格を証明する書類 |
| (2)　常勤の医師がいますか。 | | はい・いいえ |  |
| |  | | --- | | ※　事業所である病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務が可能であるほか、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、通所リハビリテーションの人員基準と同様に当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。 | | | | 平11老企25  第3の4の1① |
| （2）  理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 指定訪問リハビリテーションの事業所ごとに１人以上の数になっていますか。 | | はい・いいえ | 条例第83条  平11厚令37  第76条第1項 |
| |  | | --- | | ※　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければなりません。 | | | | 平11老企25  第3の4の1② |
| 5  介護予防  訪問リハビリテーションの人員基準 | 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーション事業における人員基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | |  | 予防条例  第59条第3項  平18厚労令35  第79条第2項 |
| 第４　設備に関する基準 | | | | |  |
| 6  設備及び備品等 | 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第84条第1項  平11厚令37  第77条第1項 | ・事業所の平面図  ・設備、備品台帳 |
| |  | | --- | | ※　指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けてください。なお、業務に支障がないときは、訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 | | | | 平11老企25  第3の4の2(1)② |
| |  | | --- | | ※　設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができます。 | | | | 平11老企25  第3の4の2(2) |
| 7  介護予防訪問リハビリテーションの設備基準 | |  | | --- | | ※　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | | | | 条例  第60条第2項　　　　　　平18厚労令35第80条第2項 |
| 第５　運営に関する基準 | | | | |  |
| 8  内容及び手続きの説明及び同意 | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条準用（第8条第1項）  平11厚令37  第83条  準用（第8条） | ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用申込書  ・同意に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。  　ア　運営規程の概要  　イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制　　　等 | | | | 準用(平11老企25第3の1の3  (1)) |
| |  | | --- | | ※　同意は、利用者及び訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 | | | | 準用(平11老企25第3の1の3  (1)) |
| |  | | --- | | ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | | | |  |  |
| ② 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定訪問リハビリテーション事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）。  (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  ア 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)  (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 | | いる・いない  該当なし | 条例第91条準用（第8条第2項） |  |
| 9  提供拒否の禁止 | 正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んでいませんか。 | | いない・いる | 条例第91条  準用（第9条） | ・利用申込受付簿  ・要介護度の分布が  わかる資料 |
| |  | | --- | | ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 | | | | 平11厚令37  第83条準用（第9条） |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。  　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | | | | 準用(平11老企25第3の1の3(3)) |
| 10  サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第10条）  平11厚令37  第83条  準用(第10条) | ・利用申込受付簿  ・サービス提供依頼書 |
| 11  受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第11条）  平11厚令37  第83条  準用(第11条) | ・サービス提供票  ・利用者に関する記録 |
| ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | | はい・いいえ |
| 12  要介護認定の申請に係る援助 | ①　要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第12条） | ・利用者に関する記録 |
| ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | | はい・いいえ | 平11厚令37  第83条  準用(第12条) |
| 13  心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第13条）  平11厚令37  第83条  準用(第13条) | ・利用者に関する記録  (居宅介護支援経過)  (サービス担当者会議の要点) |
| 14  居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第71条） | ・情報提供に関する記録  ・指導、連絡等の記録  ・終了に際しての注意書 |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | はい・いいえ | 平11厚令37  第83条  準用(第64条) |
| 15  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第15条）  平11厚令37  第83条  準用(第15条） | ・利用者の届出書  ・居宅サービス計画  書(1)(2) |
| 16  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハビリテーションを提供していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第16条）　　　　平11厚令3  第83条 準用(第16条） | ・居宅サービス計画  書(1)(2)  ・週間サービス計画表  ・訪問リハビリテーション計画書  ・サービス提供票  ・利用者に関する記録 |
| 17  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第17条） | ・サービス計画表  ・サービス提供票  （変更があったかの確認）  ・業務マニュアル |
| |  | | --- | | ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 | | | |
| |  | | --- | | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性ある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 | | | | 平11厚令37  第83条  準用(第17条）  準用(平11老企25第3の1の3(8)) |
| 18  身分を証する書類の携行 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第18条）　　　平11厚令37  第83条  準用(第18条） | ・実態確認  ・就業規則  ・業務マニュアル  ・研修マニュアル  ・身分を証する書類 |
| |  | | --- | | ※　当該証書等には、当該事業所の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 | | | | 準用(平11老企25 第3の1の3  (9)） |
| 19  サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第19条第1項） | ・サービス提供票  ・居宅サービス計画書  ・業務日誌  ・訪問リハビリテーション記録 |
| |  | | --- | | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 | | | | 平11厚令37  第83条  準用(第19条) |
| ②　サービスを提供した際には具体的なサービス内容等を記録（サービス提供記録、業務日誌等）するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第19条第2項） 準用(平11老企25 第3の1の3(10)②） |
| |  | | --- | | ※　記載すべき事項には、次のとおりです。  　ア　サービスの提供日　　　　　　　イ　具体的なサービスの内容  　ウ　利用者の心身の状況　　　　 エ　その他必要な事項 | | | | 準用(平11老企  25 第3の1の3 (9)②) |
| ③　医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入していますか。 | | はい・いいえ | 平12老企36  第2の5(13)①  平18-0317001別紙1第2の5  (9)① |
| ④　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービス内容等及び指導に要した時間を記録していますか。 | | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいですが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 | | | |  |
| ⑤　リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能な状態にしていますか。 | | はい・いいえ | 平12老企36  第2の5(13)②  平18-0317001別紙1の第2の5(9)② |
| 20  利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第85条第1項 平11厚令37  第78条 | ・サービス提供票、  別表  ・領収証控  ・運営規程（利用料その他の費用、実施区域の確認）  ・重要事項説明書  ・車両運行日誌  ・説明文書  ・利用申込書  ・同意に関する書類 |
| ②　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付のうち訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第85条第2項 |
| |  | | --- | | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付の対象となる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律上の指定訪問リハビリテーションの費用の額の間に不合理な差異を設けてはいけません。 | | | | 準用(平11老企25 第3の3の3(2)②） |
| ③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第85条第3項 |
| |  | | --- | | ※　保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 | | | | 準用(平11老企25 第3の1の3(11)③） |
| ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第85条第4項 |
| ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | | はい・いいえ | 法  第41条第8項 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | | はい・いいえ | 施行規則  第65条 |
| 〔参考〕  「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） | |  |  |
| |  | | --- | | ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 | | | |
| 21  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | | はい・いいえ  該当なし | 条例第91条  準用（第21条）  平11厚令37  第83条  準用(第21条） | ・サービス提供証明  書（控）  （介護給付費明細書代用可） |
| 22  訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第86条第1項  平11厚令37  第79条 | ・居宅サービス計画書  ・訪問リハビリテーション計画書  ・評価を実施した記録 |
| ②　自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | はい・いいえ | 条例  第86条第2項 |
| 23  介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第65条第1項 |
| |  | | --- | | ※　利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づく介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。  また、サービスの提供に当たって、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、当該情報をもとに介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。なお、この場合は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師と当該事業所の医師の間で十分な連携を図るものとします。 | | | | 平18厚労令35  第85条  平11老企25 第4の3の3(1)① |
| |  | | --- | | ※ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴  覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。 | | | |  |
| ②　自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第65条第2項 |
| |  | | --- | | ※　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 | | | | 平11老企25  第4の3の3 (1)⑤ |
| |  | | --- | | ※ 指定訪問介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。 | | | |  |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第65条第3項 |
| |  | | --- | | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 | | | | 平11老企25  第4の3の3(1)② |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第65条第4項 |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 | | | | 平11老企25  第4の3の3 (1)④ |
| ⑤　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第65条第5項 |
| |  | | --- | | ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 | | | | 平11老企25  第4の3の3 (1)③ |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | はい・いいえ | 平11老企25  第4の3の3 (1)③ |
| 24  訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | ①　サービスの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第87条第1項  平11厚令37  第80条 | ・勤務表  ・医師の指示書  ・訪問リハビリテーション計画書  ・使用しているパンフレット等  ・研修参加状況等がわかる書類  ・診療記録 |
| ②　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第87条第1号  平11厚令37  第80条 |
| |  | | --- | | ※　訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。 | | | | 平11老企25 第3の4の3(2)① |
|  | |  | | --- | | ※ 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(2)  ② |
|  | |  | | --- | | ※　サービスの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い、改善を図る等に努めてください。 | | | | 平11老企25 第3の4の3(2)② |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第87条第2号 |
|  | |  | | --- | | ※　利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(2)③ |
|  | ④　常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | | はい・いいえ | 条例第87条第3号 |
|  | |  | | --- | | ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 | | | | 平11老企25 第3の4の3(2)④ |
|  | ⑤　それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | | はい・いいえ | 条例第87条第4号 |
|  | |  | | --- | | ※　サービスを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した指定訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録してください。 | | | | 平11老企25 第3の4の3(2)⑤ |
|  | ⑥　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | | はい・いいえ | 条例  第88条第5号 平11老企25 第3の4の3(2)⑥ |
|  | |  | | --- | | ※ リハビリテーション会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 | | | |  |
|  | |  | | --- | | ※ 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに  該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。 | | | |  |
|  | |  | | --- | | ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としてください。 | | | |  |
|  | |  | | --- | | ※　事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するように努めてください。 | | | |  |
| |  | | --- | | ※　リハビリテーション会議は、利用者とその家族の参加を基本としますが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。 | | | |  |
|  | |  | | --- | | ※　リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員が会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。 | | | |  |
|  | |  | | --- | | ※　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下この⑧において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | | | |  |  |
| 25  介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | ①　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第1項  平18厚労令35 第86条 | ・勤務表  ・医師の指示書  ・訪問リハビリテーション計画書  ・使用しているパンフレット等  ・研修参加状況等がわかる書類  ・診療記録 |
| ②　サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第1号 |
| |  | | --- | | ※ リハビリテーション会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 | | | |  |
| ③　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、上記②に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第2号 |
| |  | | --- | | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとします。 | | | | 平11老企25 第4の3の3 (2)① |
| |  | | --- | | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 | | | | 平11老企25  第4の3の3 (2)⑤ |
| ④　介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第3号 |
| ⑤　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第4号、第5号 |
| |  | | --- | | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーションの計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。  また、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該リハビリテーション計画書を遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該リハビリテーション計画書は、２年間保存しなければなりません。 | | | | 平11老企25 第4の3の3 (2)② |
| |  | | --- | | ※　介護予防通所リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防通所リハビリテーション計画書に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーション計画書に関する基準を満たしているとみなすことができます。（介護予防通所リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。）。 | | | | 予防条例  第66条第6号 |
| ⑦　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第7号 |
| ⑧　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第8号 |
| ⑨　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第9号 |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 | | | | 平11老企25  第4の3の3(2)③ |
| ⑩　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第10号 |
| ⑪　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第11号 |
| |  | | --- | | ※ 介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 | | | |  |
| ⑫　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第12号 |
| ⑬　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第66条第13号 |
| ⑭　上記②から⑫までの規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用していますか。 | | はい・いいえ | 予防条例  第67条第14号 |
| ⑮　介護予防支援事業者から介護予防訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を提出することに協力するよう努めていますか。 | | はい・いいえ |  |
| 26  訪問リハビリテーション計画の作成 | ①　指定訪問リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | | はい・いいえ | 条例第88条第1項  平11厚令37  第81条 | ・訪問リハビリテーション計画書  ・居宅サービス計画書 |
| |  | | --- | | ※　訪問リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、次の内容を記載して作成してください。  　ア　利用者の希望  　イ　リハビリテーションの目標及び方針  　ウ　健康状態  　エ　リハビリテーションの実施上の留意点  　オ　リハビリテーション終了の目安・時期　　等 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)① |
| |  | | --- | | ※ 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 | | | |  |
| |  | | --- | | ※　訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては①が原則であるが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。  なお、この場合は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師と当該事業所の医師の間で十分な連携を図るものとします。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)②  平11老企25  第4の3の3(1)① |
| ②　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | | はい・いいえ | 条例  第88条第2項 |
| |  | | --- | | ※　訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 | | | | 平11老企25 第3の4の3(3)④ |
| ③　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付していますか。 | | はい・いいえ | 条例第88条第3項  第4項 |
| |  | | --- | | ※　訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)③ |
| |  | | --- | | ※訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならず、また、計画書を利用者に交付しなければなりません。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)⑤ |
| |  | | --- | | ※　交付した訪問リハビリテーション計画書は、２年間保存しなければなりません。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)⑤ |
| |  | | --- | | ※　事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、通所リハビリテーション計画書に関する基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション計画書に関する基準を満たしているとみなすことができます。（通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。） | | | | 条例  第88条第5項 |
| |  | | --- | | ※　計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定してください。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を１つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)⑥ |
| |  | | --- | | ※　指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合は、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)⑦ |
| |  | | --- | | ※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該計画の提供に努めてください。 | | | | 平11老企25  第3の4の3(3)⑧ |
| 27  利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | | はい・いいえ  事例なし | 条例第91条  準用（第26条）　　　　平11厚令37  第83条  準用(第26条) | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| ア　正当な理由なしに訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | |  |
| 28  管理者の責務 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第58条）  平11厚令37  第83条  準用(第52条) | ・組織図・組織規程  ・運営規程  ・業務日誌 |
| ②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | | はい・いいえ |
| 29  運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、｢運営規程｣という。)を定めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第89条  平11厚令37  第82条 | ・運営規程  ・指定申請及び変更届（写） |
| |  | | --- | | ※運営規程には、次の事項を定めるものとします。  ア　事業の目的及び運営の方針  イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ　営業日及び営業時間  エ　訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額  オ　通常の事業の実施地域  カ　その他運営に関する重要事項  キ 虐待の防止のための措置に関する事項  ク その他運営に関する重要事項 | | | |  |
| |  | | --- | | ※ イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | | | |  |
| |  | | --- | | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る利用料(１割、２割又は３割負担)及び法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 | | | | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (18)②） |
| |  | | --- | | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 | | | | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (18)③） |
| |  | | --- | | ※ キの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑  われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  ※ 令和6 月3 月31 日までは努力義務（令和6 年4 月1 日より義務化） | | | | 平11 老企25 準  用(第3 の1 の3  (19)⑤） |  |
| 30  勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | | はい・いいえ | 労働基準法  第15条 | ・就業規則  ・運営規程  ・雇用契約書  ・勤務表  ・従業者に関する名簿  ・研修受講修了証明書  ・研修計画、出張命令 |
| |  | | --- | | ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。  ①　労働契約の期間に関する事項  ②　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準  ③　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項  ④　始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項  ⑤　賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事　　　　項  ⑥　退職に関する事項（解雇の事由を含む）  ⑦　昇給の有無（※）　　⑧　退職手当の有無（※）  ⑨　賞与の有無（※）　　⑩　相談窓口（※） | | | | 労働基準法  施行規則第5条 |
| |  | | --- | | ※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記➆、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。 | | | | パートタイム労働法第6条 |
| ②　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第31条）  平11厚令37  第83条  準用(第30条)  平11老企25  第3の4の3(5)② |
| |  | | --- | | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 | | | |
| ③　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって訪問リハビリテーションを提供していますか。 | | はい・いいえ |  |
| |  | | --- | | ※　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指します。 | | | | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (21)②） |
| |  | | --- | | ※　訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはなりません。 | | | | 平11老企25 第3の4の3(5)② |
| ④　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第31条第3項） |
| |  | | --- | | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 | | | | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (20)③） |
| ⑤ 適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第31 条  第4 項） |  |
| |  | | --- | | ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132号）第30 条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容  事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  ロ 事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）  加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 | | | |  |  |
| 31  業務継続計画の策定等 | ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第31条の2第1項） |  |
| |  | | --- | | ※ 指定訪問リハビリテーション事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。  なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等より行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日  までの間は、努力義務とされている。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(4)  (準用第3 の2 の  3(7)①) |  |
| |  | | --- | | ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継  続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  イ 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  ロ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(4)  (準用第3 の2 の  3(7)②) |  |
| ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知  するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第31 条の  2 第2 項） |  |
| |  | | --- | | ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実  施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(4)  (準用第3 の2 の  3(7)③) |  |
| ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第31 条の  2 第3 項） |  |
| |  | | --- | | ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。  なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(4)  (準用第3 の2 の  3(7)④) |  |
| 3２  衛生管理等 | ①　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第32条第1項）  平11厚令37  第83条  準用(第31条) | ・洗濯の記録  ・支出関係の証拠書  ・健康診断の記録  ・衛生マニュアル等 |
| |  | | --- | | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 | | | | 労働安全衛  生法第66条 |
| ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第32条第2項）  準用(平11老企25 第3の1の3  (21)） |
| |  | | --- | | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 | | | |
| |  | | --- | | ※　手洗所等に従業者共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大の恐れがありますので、共用タオルは使用しないでください。 | | | |  |
| ③ 指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。 | |  | 条例第91 条  準用（第32 条第  3 項） |  |
| |  | | --- | | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。  なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (準用第3 の2 の  3(8)②) |  |
| (1) 指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6 月に1 回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第32 条第  3 項） |  |
| イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | |  | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (参照第3 の2 の  3(8)②イ) |  |
| (2) 当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第32 条第  3 項） |  |
| ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針  当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい | |  | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (参照第3 の2 の  3(8)②ロ) |  |
| (3) 当該指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第32 条第  3 項） |  |
| ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | |  | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (参照第3 の2 の  3(8)②ハ) |  |
| 3３  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第33条）  平11厚令37  第83条  準用(第32条） | ・掲示物 |
| |  | | --- | | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 | | | |  |
| |  | | --- | | ※ 指定訪問リハビリテーション事業者は、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利  用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | | | 平11 老企25 準  用(第3 の一の  3(24)①) |  |
| |  | | --- | | ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問リハビリテーション事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 | | | | 条例第91条  準用（第33条）  平11 老企25  準用(第3 の一の  3(24)②) |  |
| 3４  秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | | いない・いる | 条例第91条  準用（第34条  第1項）  平11厚令37  第83条  準用(第33条) | ・就業時の取り決め等の記録（秘密保持の誓約書など）  ・利用者及び家族の同意書  ・情報提供に使用された文書等（会議資料等） |
| |  | | --- | | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 | | | |
| ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第34条  第2項） |
| |  | | --- | | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 | | | | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (22)②） |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第34条  第3項） |
| |  | | --- | | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 | | | | 準用(平11老企25 第3の1の3  (22)③） |
| ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律  (平15年法律第57号) |
| |  | | --- | | ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 | | | |  |
| 3５  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | いない・いる | 条例第91条  準用（37条）  平11厚令37  第83条  準用(第35条) |  |
| 3６  苦情処理 | ①　サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第38条  第1項） | ・運営規程  ・重要事項説明書  ・掲示物  ・苦情に関する記録  ・指導等に関する記録 |
| |  | | --- | | ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。  　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 | | | | 平11厚令37  第83条  準用(第36条)  準用(平11老企25 第3の1の3  (25)①） |
| ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第38条  第2項） |
| |  | | --- | | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行ってください。 | | | | 準用(平11老企25 第3の1の3  (25)②） |
| |  | | --- | | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | | |  |
| |  | | --- | | ※　苦情の内容等の記録は５年間保存してください。 | | | |
| |  | | --- | | ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 | | | |
| ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | はい・いいえ  事例なし | 条例第91条  準用  （第38条第3項） |
| ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | | はい・いいえ  事例なし | 条例第91条  準用  （第38条第4項） |
| ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | はい・いいえ  事例なし | 条例第91条  準用  （第38条第5項） |
| ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | | はい・いいえ  事例なし | 条例第91条  準用  （第38条第6項） |
| 3７  地域との連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第39条） | ・苦情に関する記録 |
| |  | | --- | | ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | | | | 平11厚令37  第83条準用  （第36条の2）  平11老企25  第3の1の3(26） |
| ② 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第39 条第  2 項） |  |
| |  | | --- | | ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問リハビリテーション事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問リハビリテーションを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準条例第10 条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。  なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。  この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 | | | | 平11 老企25  準用(第3 の一の  3(29)②) |  |
| 3８  事故発生時の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第40条）  平11厚令37  第83条  準用(第37条) | ・事故対応マニュアル  ・事故に関する記録 |
| ②　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めていますか。 | | はい・いいえ | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (25)①） |
| ③　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第40条  第2項） |
| |  | | --- | | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | | |
| ④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第40条  第3項） |
| |  | | --- | | ※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | | | | 準用(平11老企25 第3の1の3  (27)②） |
| ⑤　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | | はい・いいえ | 準用(平11老企  25 第3の1の3  (27)③） |
| 39  虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 | |  | 条例第91 条  準用（第40条の  2） |  |
| |  | | --- | | ※ 虐待の防止に関する事項について規定したものです。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されてい  るところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。  〇虐待の未然防止  指定訪問リハビリテーション事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。  〇虐待等の早期発見  指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。  〇虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問リハビリテーション事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。  以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください  なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とさ  れています。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (参照第3 の1 の  3(31)) |  |
| ①　当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図っていますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第40条の2 第1 号） |  |
| 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | |  |  |  |
| |  | | --- | | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること  ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | | | |  |  |
| ② 当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91 条  準用（第40条の2 第2 号） |  |
| 〔虐待の防止のための指針〕  指定訪問リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項  ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | |  | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (参照第3 の1 の  3(31)②) |  |
| ③ 当該指定訪問リハビリテーション事業所において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第40条の2 第3 号） |  |
| 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問リハビリテーション事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 | |  |  |  |
| ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第40条の2 第4 号） |  |
| 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  指定訪問リハビリテーション事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | |  | 平11 老企25  第3 の4 の3(5)  (参照第3 の1 の  3(31)④ |  |
| ４０  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | はい・いいえ | 条例第91条  準用（第41条） | ・会計関係書類 |
| |  | | --- | | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　　　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」　　　（平成13年3月28日老振発第18号） | | | | 平11厚令37  第83条  準用(第38条）  準用（平11老企25第3の1の3(28)） |
| 41  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | はい・いいえ | 条例第90条第1項 | ・従業者に関する名簿  ・設備台帳  ・備品台帳  ・会計関係書類  ・各種保存書類  ・サービス提供証明書  ・指導の内容の要点及び要した時間の記録  ・医師の指示書  ・市町村への通知に係る記録 |
| ②　利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から２年間（苦情・事故は５年間）保存していますか。 | | はい・いいえ | 条例  第90条第2項  【独自基準（市）】 |
| ア　訪問リハビリテーション計画  　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　ウ　市町村への通知に係る記録（項目２７参照）  　エ　苦情の内容等の記録  　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | |  | 平11厚令37  第82条の2 |
| |  | | --- | | ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。また、同項の指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。 | | | | 平11 老企25  第3 の4 の3(7) |  |
| 42  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | はい・いいえ  該当なし | | 条例  第265 条第1 項 |  |
| |  | | --- | | 〔電磁的記録について〕  ※ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができます。  ⑴ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  ⑵ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ⑶ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  ⑷ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | | | 平11 老企25  第5 の1 |  |
| ② 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によって行っていますか。 | | はい・いいえ |  |  |
| |  | | --- | | 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。  ⑴ 電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  ⑵ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ⑶ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ⑷ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | | | 平11 老企25  第5 の2 |  |
| 第６　変更の届出等 | | | | |  |
| 4３  変更の届出等 | 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。 | | はい・いいえ | 法  第75条第1項  施行規則  第131条第1項 | ・届出控え |
| |  | | --- | | ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 | | | |  |
| |  | | --- | | ※　｢リハビリテーションの質の管理｣とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うＡＤＬやＩＡＤＬといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等と言った参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを管理することをいいます。 | | | | 平12老企36  第2の5(8)②  平18-0317001号別紙1第2の5(1)③ |  |
| |  | | --- | | ※　指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して３月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、指定通所リハビリテーションその他の指定居宅サービスの併用や移行の見通しを記載する必要があります。 | | | | 平12老企36  第2の5(8)④ |  |
| 第７　その他 | | | | |  |
| 44  介護サービス情報の報告及び公表 | 長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | | はい・いいえ | 法第115条の35  第1項  施行規則  第140条の44 |  |
| ４5  法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。届出の内容を以下に記載してください。  届出先〔　松本市　・　長野県　・　厚労省 ・ その他（　　　　　）　〕（いずれかに○）  届出年月日〔　　　　年　　　月　　　日〕  法令遵守責任者　氏名〔　　　　　　　　 　　　　　　〕 | | 届出あり・届出なし  不明 | 法第115条の32  第1項、第2項 |  |
| |  | | --- | | ※　全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。  それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】で届出区分をご確認ください。 | | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。  ※　法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新たに届出を行ってください。 | | | |  |  |
| 【事業者が整備等する業務管理体制の内容】 | |  | 施行規則  第140条の39 |  |
| ◎事業所の数が20未満  　・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 | | □ |
| ◎事業所の数が20以上100未満  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 | | □ |
| ◎事業所の数が100以上  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 | | □ |
| ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 | | はい・いいえ |  |  |
| ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | | はい・いいえ |  |  |
| |  | | --- | | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲み、カについては、その内容を記入してください。  ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があっ　た場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっている。  ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  エ　業務管理体制についての研修を実施している  オ　法令遵守規程を整備している  カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |  |  |
| ④業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | | はい・いいえ |  |  |
| **☆　以降は、項目45①で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。** | | | | |
| ⑤　貴事業所（併設の施設等を含む）には、上記法令遵守責任者が出勤し、常駐していますか。 | | はい・いいえ |  |  |
| **→　⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己点検表」を記入・作成し、本自己点検表等と合わせて実地指導までに、ご提出ください。**  **※　業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載されています。**  **※　今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合は、提出不要です。**  **→　⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業所等の情報を記載してください。**  **該当事業所名　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】**  **該当事業所住所　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】**  **当該事業所連絡先　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】** | | | | |